

沖労委平成25年（不）第3号事件 事件の概要

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 組合 組合員数：45人 X ₂ 組合 組合員数：6人 （平成26年6月解散） X ₃ （X ₂ 組合の組合員、平成25年11月死亡）			Y法人 業 種：医療、福祉 従業員数：40人		
申立年月日	平成25年3月26日		終結年月日	平成27年12月21日		
所要日数	1001日		終結区分	棄却		
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	春田 吉備彦	参与委員	(労)高良 恵一	(使)山城 勝		
請求する 救済の内容	1 X ₃ の現職復帰 2 解雇の日の翌日から原職復帰までの間に、X ₃ が受けるはずであった賃金相当額の支払い 3 損害金の支払い 4 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号		第1号、第3号及び第4号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】 Y法人が、平成●年3月●日にX₃に対して同月31日付けでY法人運営の障害者支援施設（以下「法人施設」という。）を退所するよう通知したことは、X₂組合の執行委員長である同人に対する解雇通告であり、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。また、当該解雇通告は、申立人らが団交応諾を求めて救済申立て（沖労委平成24年（不）第1号事件）を行った日の翌日に行われたことから、労組法第7条第4号の報復的不利益取扱いに該当する。</p> <p>【被申立人】 Y法人とX₃との間で締結された契約は、労働契約ではなく、障害者自立支援法（当時）に基づいた障害福祉サービスを提供する利用契約であり、X₃は、Y法人が提供する障害福祉サービスの利用者である。</p> <p>Y法人は、法人施設において、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う「就労継続支援B型」サービス等を提供しており、X₃は、当該サービス等を受け、生産活動を行っていた。</p> <p>厚生労働省通知には、利用者については、事業場への出欠、作業時間、作業量等の自由があり、指揮監督を受けることなく就労するものであることから労働基準法第9条の労働者に該当しないと明記されており、法人施設においてはそのように運営している。したがって、X₃は労働基準法上の労働者に該当せず、労組法上の労働者にも該当しない。</p> <p>X₃の法人施設からの退所は、本人及び保護者の了解のもと、利用契約が満了し適正な手続に沿って行われたものである。</p> <p>なお、他の組合員もX₂組合を脱退しており、X₂組合は存在しない。</p>						
経過及び主文						
<p>【経過】 平成25年3月26日の申立て後、委員調査を4回、審問を1回実施し、結審した。 公益委員会議を3回開催し、平成27年11月27日付けで命令書を発出した。 平成27年12月7日に被申立人に対し、また、同月21日に申立人に対し、命令書の写しを交付し、本件は終結した。</p> <p>【主文】 申立人らの請求をいずれも棄却する。</p>						